

豊橋技術科学大学リサーチセンター設置基準等に係る取扱い

(平成19年9月12日制定)

(趣旨)

第1条 豊橋技術科学大学に設置するリサーチセンター(以下「リサーチセンター」という。)の設置基準, 設置審査及び設置後の評価について, 必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 リサーチセンターの設置にあたっては, 次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 特定のテーマのもと, 複数の系または総合教育院の教員からなる研究組織であるリサーチコアを複数設置すること。
- (2) リサーチセンター運営のための外部資金を年間3,000万円以上獲得できること。ただし, 学長が認めた場合は, この限りではない。

(設置)

第3条 リサーチセンターの設置については, 大学運営会議, 教育研究評議会及び役員会の議を経て, 設置するものとする。

(設置期間)

第4条 リサーチセンターの設置期間は, 3年以内とする。ただし, 学長が認めた場合はこの限りではない。

(設置期間の更新)

第5条 リサーチセンター長は, 期間の更新を希望する場合は, 設置期間終了の6箇月前までに別紙1「リサーチセンター設置更新申請書」を学長に提出しなければならない。

- 2 設置期間の更新の手続きについては, 設置時の取扱いに準ずるものとする。

(改組等)

第6条 リサーチセンター長は, 設置済みのリサーチセンターの名称, 設置目的, 組織の変更(以下「改組等」という。)を希望する場合は, 改組等予定日の6箇月前までに学長に申し出るものとする。

- 2 改組等の手続きは, 設置時の取扱いに準ずるものとする。
- 3 改組等が行われる場合において, 学長が必要と認めた場合は, 第11条に準じ

て評価を行うものとする。

(設置に伴う措置)

第7条 学長は、設置したリサーチセンターの活動を支援するため、予算、人員、施設等の配慮を行うものとする。

(評価専門部会)

第8条 リサーチセンターの評価(以下「評価」という。)については、大学運営会議の下に設置するリサーチセンター評価専門部会(以下「専門部会」という。)において行う。

(専門部会の組織)

第9条 専門部会は、次に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長補佐(将来構想担当) 1名
- (3) 目標評価室長
- (4) 研究戦略室長
- (5) 事務局長
- (6) その他部会長が必要と認めた者

(専門部会の招集及び議長)

第10条 専門部会に部会長を置き、第9条第1号の部会員をもって充てる。

- 2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会長の指名した部会員がその職務を代行する。

(評価)

第11条 専門部会は、設置期間終了の6箇月前に評価を行うものとする。ただし、学長が必要と認める場合は、別に評価を行うことができるものとする。

- 2 リサーチセンター長は、評価を受ける1箇月前までに、別紙2「リサーチセンター進捗状況報告書」を専門部会に提出しなければならない。
- 3 評価にあたっては、次の各号に掲げる事項について評価を行うものとする。
 - (1) 設置目的に沿った運営
 - (2) 設置後の研究成果
 - (3) 今後の研究計画及び期待される効果
- 4 評価の方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 提出された書面による審査
- (2) 必要に応じて行う実地調査・ヒアリングによる審査
- (3) 前2号の審査を勘案した総合評価
(評価結果の通知等)

第12条 専門部会は、前条の評価結果を、学長に報告する。

- 2 学長は、前条の評価結果について、大学運営会議、教育研究評議会及び役員会の意見を聴いた上で、前条の評価結果に意見を付して、当該リサーチセンター長に通知する。
- 3 当該リサーチセンター長は、前項の通知に基づき、必要な措置を講じるものとする。
- 4 前条の評価結果は、「リサーチセンター進捗状況報告書」とともに、本学ホームページに掲載し、公表するものとする。
(その他)

第13条 この取扱いに定めるものの他、必要な事項は大学運営会議が別に定める。

附 記

- 1 この取扱いは、平成19年9月12日から実施する。
- 2 未来ビークルリサーチセンター、インテリジェントセンシングシステムリサーチセンター、地域協働まちづくりリサーチセンター、未来環境エコデザインリサーチセンター、先端農業・バイオリサーチセンター、先端フォトニック情報メモリリサーチセンター、メディア科学リサーチセンターは、この取扱いに基づいて設置されたものとする。
- 3 第11条第1項の規定にかかわらず、未来ビークルリサーチセンターについては、この取扱い制定後3箇月以内に評価を行うものとする。

附 記（平成22年3月31日）

この取扱いは、平成22年4月1日から実施する。

別紙1（第5条関係）

平成 年 月 日

リサーチセンター設置更新申請書

学 長 殿

リサーチセンター長

平成 年 月 日に設置された リサーチセンターの設置期間の更新について、下記事由により申請しますので、ご承認いただけますようお願いいたします。

1. 設置期間更新の事由

| |
|--|
| |
|--|

2. 設置期間更新後の期待される効果

| |
|--|
| |
|--|

リサーチセンター進捗状況報告書

| | |
|--------|----------|
| センター名 | リサーチセンター |
| センター長名 | |
| 設置の時期 | 平成 年 月 日 |
| 報告書作成日 | 平成 年 月 日 |

1. 設置の目的

| |
|--|
| |
|--|

2. 設置後の研究成果

| |
|--|
| |
|--|

3. 今後の研究計画及び期待される効果

| |
|--|
| |
|--|

この進捗状況報告書は、評価の後公表します。

平成 年 月 日

学 長 殿

リサーチセンター評価専門部会長

リサーチセンター評価結果報告書

豊橋技術科学大学リサーチセンター設置基準等に係る取扱い第11条に定める評価を行いましたので報告します。

評価実施リサーチセンター名

リサーチセンター

評価

1. 設置目的に沿った運営がなされているか
2. 設置後の研究成果はどうか
3. 今後の研究計画及び期待される効果はどうか
4. 総合評価